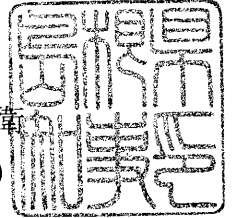


原 第 4 7 7 号
地 第 2 9 5 号
平成30年11月12日

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
代表世話人 北 川 泉 様

島根県知事 溝 口 善兵衛
(防災部原子力安全対策課)
(地域振興部地域政策課)



島根原発に関する要請書について

2018年10月12日付けで提出された要請書について、別添のとおり回答します。

〔 問 1 〕

島根原発 3 号機稼働の是非に関し、周辺自治体が「事前了解権」を明確にした中国電力との安全協定の締結を、現在審査中の島根原発 2 号機の原子力規制委員会の審査終了までに終える必要があると考えます。周辺自治体の強い求めに対して、島根県として中国電力に要請するお考えはありますか。

〔 答 1 〕 周辺自治体の「事前了解権」を明確にした安全協定の締結

立地自治体並みの事前了解権などに係る安全協定は、基本的には周辺自治体と電気事業者の間の問題と考えています。

中国電力に対しては、8 月 9 日に 3 号機の申請了解を回答した際、周辺自治体の意見を添付し、誠意を持った対応を行うよう要請したところです。

なお、立地自治体と周辺自治体との間には、国が定めた避難方法や財政支援などにも差があります。

このため、事前了解権の問題は、財政支援などにも影響を及ぼす可能性があることから、県が調整することは困難と考えています。

県としては、国に対して新たな仕組みなどについて引き続き要請していくこととしています。

〔 問 2 〕

島根原発3号機を稼働させるための手続き開始は、県民生活に対する重大な影響を与える問題です。原子力規制委員会が指摘するような不備がある適合性審査申請書の内容を、中国電力から事前に説明を受け、承知の上で了承されたことについては、県民に対して説明責任を果たすべきと考えますが、如何ですか。

〔 答 2 〕 島根原発3号機に関する新規制基準適合性申請に係る島根県の説明責任

中国電力は、3号機の申請書類のうち地盤、地震、津波に係る根拠資料などについては、2号機の審査において確定後に添付すると説明したとのことです。

それに対し、原子力規制委員会から、根拠資料が添付されていなければ審査できないと指摘されたとのことです。

中国電力によると、3号機の申請自体は原子力規制委員会に受理されており、原子力規制委員会からの指摘に適切に対応すれば、審査されるとのことです。

県としては、従来より中国電力に対し、審査状況について丁寧な説明を求めています。9月4日の初回審査会合での申請書類が不備といった報道を受け、改めて適切に対応するよう要請し、中国電力は11月1日に関係自治体を対象とした審査状況説明会を開催しました。

説明会では、各自治体から厳しい質疑が行われ、県からは今回の事案について、不安を抱く県民の方々もいらっしゃることから、改めて丁寧な説明について求めたところ、中国電力は、今後、関係自治体とも相談の上、様々な機会を通じて、引き続き丁寧な説明に努めるとのことでした。

〔 問 3 〕

上記 2 の問題を招いたのは、申請内容のチェックを出来る体制がないことに一因があります。申請内容を検証できる組織を設置すべきと考えますが如何ですか。

〔 答 3 〕 中国電力(株)の申請内容を検証できる組織の設置

今回原子力規制委員会からは、申請内容ではなく、申請書類の構成や説明書類の不足等について指摘されたものにとらえております。

申請内容を確認するためにどういった書類が必要かということは、まさに審査にあたる原子力規制委員会・原子力規制庁が事務的に確認すべきものであり、県が確認することは難しいと考えています。

原子力規制委員会には、引き続き厳格な審査を行っていただきたいと考えています。

なお、県においては、必要に応じて、原子力の専門家で構成する原子力安全顧問から、島根原発の安全性に関する助言を得ることとしています。

〔問4〕

福島原発事故を踏まえた、原発に頼らない地域活性化策の立案が島根県としての責務であると考えますが、原発に頼らない地域活性化策について示してください。

〔答4〕 原発に頼らない地域活性化策の立案

国のエネルギー基本計画では、原子力発電は安全性の確保を大前提に、重要なベースロード電源として位置づけられています。

エネルギーは、国民の生活や経済活動に大きく影響するものであり、原子力政策については、政府が国全体の問題として、しっかりと議論され、方針を示すべきであると考えています。

地域の活性化に向けては、島根県では、「島根総合発展計画」や「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」等において、ものづくり・IT産業の振興、自然が育む資源を活かした産業の振興、観光の振興、雇用・定住の促進など、活発な産業活動が展開され、若者が生き生きと働き、国内外から多くの人を訪れる、活力ある社会を目指すことを掲げており、引き続き、一層の推進に取り組んでまいります。